

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）山口県宇部市西本町二丁目 1 4 番 3 0 号
（名 称）株式会社アルファクス・フード・システム
（法人番号 1250001002936）

上記被審人に対する令和 7 年度（判）第 1 6 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官美濃口真琴、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 3 4 8 6 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 8 年 1 月 6 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判手続の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 7 年 1 1 月 5 日

金 融 庁 長 官 伊 藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法（以下「法」という。）第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、山口県宇部市西本町二丁目14番30号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場に上場されていた（令和7年9月6日上場廃止）会社である。

被審人は、固定資産売却益等の過大計上、売上の架空計上、売上の前倒し計上、売上原価の不計上、買戻し特約付き売買契約に係る売上の過大計上及び棚卸評価損の不計上の不適正な会計処理を行った。

さらに、被審人は、有価証券報告書の第一部【企業情報】第5【経理の状況】に連結財務諸表を、四半期報告書の第一部【企業情報】第4【経理の状況】に四半期連結財務諸表を記載しなかった。

この結果、被審人は、中国財務局長に対し、

第1

下表1のとおり、重要な事項につき虚偽の記載があり、及び記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、

表1

番号	対象書類		虚偽記載及び記載すべき事項の欠缺			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	令和5年2月13日	第30期第1四半期（令和4年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	令和4年10月1日～同年12月31日の第1四半期連結累計期間における四半期連結損益計算書の親会社株主に帰属する四半期純利益が▲68,963千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の第1四半期累計期間における四半期損益計算書の四半期純利益が119,469千円と四半期財務諸表に記載した。			固定資産売却益等の過大計上、売上の架空計上
			令和4年10月1日～同年12月31日の第1四半期連結会計期間における四半期連結貸借対照表の連結純資産額が▲433,400千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の第1四半期会計期間における四半期貸借対照表の純資産額が▲223,545千円と四半期財務諸表に記載した。			固定資産売却益等の過大計上、売上の架空計上

			第一部【企業情報】第4【経理の状況】において、四半期連結財務諸表を記載しなかった。	四半期連結財務諸表の不記載
2	令和5年5月12日	第30期第2四半期（令和5年1月1日～同年3月31日）に係る四半期報告書	令和4年10月1日～令和5年3月31日の第2四半期連結累計期間における四半期連結損益計算書の親会社株主に帰属する四半期純利益が▲44,784千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の第2四半期累計期間における四半期損益計算書の四半期純利益が143,690千円と四半期財務諸表に記載した。	固定資産売却益等の過大計上、売上の架空計上
			令和5年1月1日～同年3月31日の第2四半期連結会計期間における四半期連結貸借対照表の連結純資産額が▲406,973千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の第2四半期会計期間における四半期貸借対照表の純資産額が▲199,401千円と四半期財務諸表に記載した。	
			第一部【企業情報】第4【経理の状況】において、四半期連結財務諸表を記載しなかった。	四半期連結財務諸表の不記載
3	令和5年8月10日	第30期第3四半期（令和5年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	令和4年10月1日～令和5年6月30日の第3四半期連結累計期間における四半期連結損益計算書の親会社株主に帰属する四半期純利益が▲51,601千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の第3四半期累計期間における四半期損益計算書の四半期純利益が136,927千円と四半期財務諸表に記載した。	固定資産売却益等の過大計上、売上の架空計上
			令和5年4月1日～同年6月30日の第3四半期連結会計期間における四半期連結貸借対照表の連結純資産額が▲410,262千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の第3四半期会計期間における四半期貸借対照表の純資産額が▲206,122千円と四半期財務諸表に記載した。	
			第一部【企業情報】第4【経理の状況】において、四半期連結財務諸表を記載しなかった。	四半期連結財務諸表の不記載

4	令和 5年 12月 25日	第30期 (令和4 年10月1 日～令和 5年9月 30日)に 係る有価 証券報告 書	令和4年10月1日～令和5年9月30日の連結会計年度における連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益が▲129,951千円と連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の事業年度における損益計算書の当期純利益が104,907千円と財務諸表に記載した。	固定資産売却益等の過大計上、売上の架空計上、売上の前倒し計上
			令和4年10月1日～令和5年9月30日の連結会計年度における連結貸借対照表の連結純資産額が▲290,441千円と連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の事業年度における貸借対照表の純資産額が13,363千円と財務諸表に記載した。	
			第一部【企業情報】第5【経理の状況】において、連結財務諸表を記載しなかった。	連結財務諸表の不記載
5	令和 6年 2月 13日	第31期第 1四半期 (令和5 年10月1 日～同年 12月31 日)に係 る四半期 報告書	令和5年10月1日～同年12月31日の第1四半期連結会計期間における四半期連結貸借対照表の連結純資産額が▲301,520千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の第1四半期会計期間における四半期貸借対照表の純資産額が13,201千円と四半期財務諸表に記載した。	当四半期前の固定資産売却益等の過大計上、当四半期前の売上の架空計上、売上原価の不計上
			第一部【企業情報】第4【経理の状況】において、四半期連結財務諸表を記載しなかった。	四半期連結財務諸表の不記載
6	令和 6年 5月 14日	第31期第 2四半期 (令和6 年1月1 日～同年 3月31 日)に係 る四半期 報告書	令和6年1月1日～同年3月31日の第2四半期連結会計期間における四半期連結貸借対照表の連結純資産額が▲249,977千円と四半期連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の第2四半期会計期間における四半期貸借対照表の純資産額が44,378千円と四半期財務諸表に記載した。	当四半期前の固定資産売却益等の過大計上、当四半期前の売上の架空計上、売上原価の不計上
			第一部【企業情報】第4【経理の状況】において、四半期連結財務諸表を記載しなかった。	四半期連結財務諸表の不記載
7	令和 6年 12月 26日	第31期 (令和5 年10月1 日～令和 6年9月	令和5年10月1日～令和6年9月30日の連結会計年度における連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益が38,523千円と連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の事業年度における損益計算書の当期純利益が	当期前の固定資産売却益等の過大計上、当期前の売上の架空計上、売上原価の不計上、買戻し特

		30 日) に 係る有価 証券報告 書	63,301 千円と財務諸表に記載した。	約付き売買契約に 係る売上の過大計 上、棚卸評価損の不 計上
			令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日の連結会計年度 における連結貸借対照表の連結純資産額が▲273,403 千 円と連結財務諸表に記載すべきところを 同期間の事業年度における貸借対照表の純資産額が 75,856 千円と財務諸表に記載した。	
			第一部【企業情報】第 5【経理の状況】において、連結財 務諸表を記載しなかった。	連結財務諸表の不 記載

(注) 金額は千円未満切捨てである。

第 2

下表 2 のとおり、重要な事項につき虚偽の記載があり、及び記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、令和 5 年 7 月 18 日、478,000 株の株式を 249,946,200 円で取得させたものである。

表 2

番 号	対象書類		虚偽記載及び記載すべき事項の欠缺			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容	主な事由
8	令和 5 年 6 月 30 日	有価証券届出書 (株式の募集)		「第四部 組込情報」	番号 2 に掲げる第 30 期第 2 四半期に係る 四半期報告書の組込 み	番号 2 を参 照

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1、同2、同3、同5及び同6の各事実につき

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項及び第15項

表1の番号4及び同7の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第15項、旧金融商品取引法第185条の7第6項

表2の番号8の事実につき

法第172条の2第1項第1号及び第3項、第5条第1項、第176条第2項、第185条の7第15項、旧金融商品取引法第5条第3項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1、同2、同3及び同4の各事実につき

法第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項の規定により、被審人の第30期事業年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）第1四半期（令和4年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第30期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（令和5年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第30期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（令和5年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第30期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第30期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第30期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第30期第1四半期報告書	70,936円
第30期第2四半期報告書	69,504円
第30期第3四半期報告書	111,122円
第30期有価証券報告書	107,068円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 30 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 30 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 30 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 30 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第 30 期第 1 四半期報告書、第 30 期第 2 四半期報告書、第 30 期第 3 四半期報告書及び第 30 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 30 期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を第 30 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 30 期第 1 四半期報告書については

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 30 期第 2 四半期報告書については

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 30 期第 3 四半期報告書については

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 30 期有価証券報告書については

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

さらに、被審人が、第 30 期第 1 四半期報告書、第 30 期第 2 四半期報告書、第 30 期第 3 四半期報告書及び第 30 期有価証券報告書をそれぞれ提出した日から遡り 5 年以内に、法第 185 条の 15 第 1 項に規定する課徴金納付命令を受けたことがあることから、法第 185 条の 7 第 15 項及び旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 15 項の規定により、

第 30 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は、1,200,000 円の 1.5 倍に相当する 1,800,000 円

第 30 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は、1,200,000 円の 1.5 倍に相当する 1,800,000 円

第 30 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は、1,200,000 円の 1.5 倍に相当する 1,800,000 円

第 30 期有価証券報告書に係る課徴金の額は、2,400,000 円の 1.5 倍に相当する額である 3,600,000 円

となる。

表 1 の番号 5、同 6 及び同 7 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 31 期事業年度（令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで）第 1 四半期（令和 5 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 31 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（令和 6 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 31 期第 2 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 31 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第 31 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 31 期第 1 四半期報告書	137,789 円
第 31 期第 2 四半期報告書	112,478 円
第 31 期有価証券報告書	114,488 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 31 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 31 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 31 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第 31 期第 1 四半期報告書、第 31 期第 2 四半期報告書及び第 31 期有

価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 31 期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を第 31 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 31 期第 1 四半期報告書については

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第 31 期第 2 四半期報告書については

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第 31 期有価証券報告書については

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 3,000,000 \text{ 円}$$

となる。

さらに、被審人が、第 31 期第 1 四半期報告書、第 31 期第 2 四半期報告書及び第 31 期有価証券報告書をそれぞれ提出した日から遡り 5 年以内に、法第 185 条の 15 第 1 項に規定する課徴金納付命令を受けたことがあることから、法第 185 条の 7 第 15 項及び旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 15 項の規定により、

第 31 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は、1,500,000 円の 1.5 倍に相当する 2,250,000 円

第 31 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は、1,500,000 円の 1.5 倍に相当する 2,250,000 円

第 31 期有価証券報告書に係る課徴金の額は、3,000,000 円の 1.5 倍に相当する額である 4,500,000 円

となる。

表 2 の番号 8 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の令和 5 年 6 月 30 日提出の有価証券届出書（株式の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株式 249,946,200 円の 100 分の 4.5 に相当する額である

$$11,247,579 \text{ 円}$$

に、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、

$$11,240,000 \text{ 円}$$

となるが、

被審人が、当該有価証券届出書を提出した日から遡り 5 年以内に、法第 185 条の 15 第 1 項に規定する課徴金納付命令を受けたことがあることから、法第 185 条の 7 第 15 項の規定により、11,240,000 円の 1.5 倍に相当する額である

16,860,000 円

となる。